

名古屋銀行アプリ利用規定

本利用規定（以下「本規定」といいます）は、個人のお客さま向けサービス「名古屋銀行アプリ」（以下「本アプリ」といいます）のご利用条件等を定めるものです。本規定のほか、当行が別途定める各関連規定等の内容を十分に理解・同意したうえでお客さまご自身の責任においてご利用ください。

第1条 サービスの内容

1. 「名古屋銀行アプリ」サービス（以下「本サービス」といいます）とは、お客さまのインターネットへの接続および閲覧が可能な端末（以下「スマートフォン等」といいます）にダウンロードされた、当行が提供するスマートフォンアプリケーションである「本アプリ」を使用して、次項以降に定めるサービスをご利用いただけるものです。なお、本サービスを利用できるスマートフォン等は、当行所定の機種に限られます。また、本サービスの利用は、日本国内に限られます。
2. 残高照会
当行所定の手続きでご登録いただいた口座の残高、入出金明細を照会することができます。
3. スマート通帳
当行所定の手続きでご登録いただいた口座の前日以前の入出金明細を照会、保存およびファイル出力することができます。また、本アプリに保存された入出金明細に、任意に入力する文字等をメモ登録することができます。
4. お知らせ
お客さまのスマートフォン等の画面へプッシュ通知により当行の商品・サービスに関するキャンペーンやセミナー等の情報を送信することがあります。この際、お客さまのスマートフォン等の位置情報を利用することがあります。なお、送信を希望されない場合は、本アプリの設定画面にてお知らせ受信の設定、位置情報の送信設定をオフにしてください。

第2条 規定への同意

本規定にご同意いただけないお客さまは、本サービスの利用も本アプリのダウンロードもできません。

第3条 ご利用条件

お客さまは、本規定にご同意いただいたうえで、以下の条件を全て充足する場合に限り、本サービスを利用することができるものとします。

1. 本サービスは、普通預金口座をお持ちで、キャッシュカードをご利用されている個人のお客さま本人が対象です。また、事業用としてはご利用できません。
2. 本アプリの利用には、「アプリ暗証番号」とあわせて、お客さまを特定するためのアカウントが必要です。お客さまのメールアドレスを本アプリ初回利用時にアカウントとして登録してください。
3. 本アプリを利用いただけるのは、アカウント登録したメールアドレスにつきスマートフォン等1端末のみとなります。アカウント1件につき最大5口座まで登録できます。
4. あらかじめ本アプリをお客さまのスマートフォン等において利用できる状態にしてください。
5. システムメンテナンス等により本サービスを利用できない時間帯がありますので、当行ホームページで確認してください。

第4条 利用登録

1. お客さまは、本サービスをご利用になる際に、あらかじめお客さまがご利用になるスマートフォン等

にて、メールアドレスをアカウント登録し、普通預金口座の店番号・口座番号、キャッシュカードの暗証番号等、画面に指定する項目を入力の上アプリ暗証番号等をアプリに登録してください。

2. 本サービスのご利用には、本アプリを起動し、アプリ暗証番号等（以下「パスワード等」といいます）を入力してください。生体認証機能（お客さまがご自身の端末に登録されている生体情報を利用する方法をいいます）を利用するとアプリ暗証番号を省略することができます。ただし、生体認証の利用は、当行所定の機能を備える端末とします。生体認証で利用するお客さまのデータは、当行では取得・保存しません。
3. 本サービスのご利用に際し、入力項目を一定回数連続して誤入力すると、本サービスの利用ができなくなります。
4. お客さまが当行所定の期間利用されなかった場合、本サービスの登録は自動的に解除されます。
5. お客さまがご登録いただいたメールアドレスへ金融商品・サービスやキャンペーン情報、アンケート情報等を送信させていただく場合があります。

第5条 本人確認

本サービスのご利用における本人確認は、お客さまのスマートフォン等から当行に送信していただくパスワードを当行が照合する等当行所定の方法により行います。ただし、口座を登録せずにご利用になる場合は、この限りではありません。

第6条 パスワード等の管理

お客さまは、本サービスのパスワード等が第三者に知られた場合は、当該第三者による不正利用や情報漏洩、あるいはお客さまに損害が発生したりする可能性があることを十分認識したうえで、お客さまの責任においてパスワード等を厳重に管理し、これらを第三者に開示してはならないものとします。

第7条 スマートフォン等の管理

1. お客さまは、本アプリをインストールしたスマートフォン等が第三者の手に渡らないように厳重に管理するものとし、紛失・盗難に遭わないよう十分注意するものとし、
2. お客さまは、本アプリをインストールしたスマートフォン等のセキュリティ対策を行ってください。不正なアプリや不審な web サイトの閲覧でウイルス感染や不正プログラムがインストールされる可能性があります。セキュリティ対策ソフトを導入する等、セキュリティ対策をおすすめします。

第8条 スマート通帳

1. 紙通帳からスマート通帳への切替え
 - (1) お客さまは、当行所定の方法により、紙通帳をスマート通帳に切替えいただくことができます。ただし、お客さまが当行所定の条件に該当する場合は、切替えいただくことができません。
 - (2) 紙通帳をスマート通帳に切替える場合、紙通帳は切替え時点でご利用いただけなくなります。
 - (3) 切替え時点で紙通帳に記帳されていない入出金の明細は紙通帳に記帳いたしません。当該明細は、スマート通帳でご確認ください。
2. スマート通帳から紙通帳への切替え
 - (1) スマート通帳を紙通帳に切替える場合は、当行が指定する書類に記入および届出印を押印のうえ、スマート通帳表紙画面の提示とともに当行本支店窓口へ提出してください。
 - (2) スマート通帳を紙通帳に切替える場合は、当行所定の通帳再発行手数料をいただきます。

(3) 前号の手続きに加え、スマート通帳から紙通帳への切替えを行うことについて正当な権限を有することを確認するため、当行所定の本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまではスマート通帳から紙通帳への切替えを行いません。

3. 現金の受入れ

スマート通帳の預金口座に ATM で入金できない大口の現金、硬貨を受入れる場合は、当行が指定する書類に記入して、スマート通帳表紙画面の提示とともに当行本支店窓口へ提出してください。

4. 預金の払戻し等

(1) スマート通帳の普通預金の払戻し、または定期預金の解約をする場合は、当行が指定する書類に記入および届出印を押印のうえ、スマート通帳表紙画面の提示とともに当行本支店窓口へ提出してください。

(2) 前号の手続きに加え、この預金の払戻し等を行うことについて正当な権限を有することを確認するため、当行所定の本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは預金の払戻し等を行いません。

5. 預金口座の解約

(1) スマート通帳の預金口座を解約する場合は、当行が指定する書類に記入および届出印を押印のうえ、スマート通帳表紙画面の提示とともに当行本支店窓口へ提出してください。

(2) 前号の手続きに加え、この預金口座の解約を行うことについて正当な権限を有することを確認するため、当行所定の本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは預金口座の解約を行いません。

6. 紙通帳によるサービスについて

スマート通帳の預金口座は、ATM によるお取引のうち振替入金等の紙通帳が必要なサービスはご利用いただけません。

第 9 条 サービス内容の追加・変更・中止

当行は、本サービスの内容をお客さまに事前に通知することなく追加・変更・中止することがあります。この場合、当行は実施日および実施内容等を当行ホームページや本アプリに掲載する等により告知し、実施日以降は実施後の内容により取扱うものとします。

第 10 条 サービスの終了

1. 当行は、本サービスを終了することがあります。この場合は、当行は終了日を当行ホームページや本アプリに掲載する等により告知します。なお、本サービスの終了によって生じた損害について当行は一切の責任を負いません。
2. お客さまは、アカウントの削除およびご自身の端末から本アプリを削除することによりいつでも本サービスを終了することができます。
3. 本アプリに登録されていた口座が全て解約された場合は、本サービスの登録は自動的に解除されます。

第 11 条 本サービスのご利用に際してのご注意

1. 本サービスの利用および本アプリのダウンロードには別途通信料がかかり、お客さまのご負担となります（バージョンアップの際や本アプリが正常に動作しないことにより再設定等で追加的に発生する通信料も含まれます）。

2. お客様は、日本国政府および関連する外国政府の必要な許可を得ることなく本アプリを日本国から輸出してはなりません。
3. 本サービスを利用するためにお客様がご利用になるスマートフォン等を変更される場合は、旧スマートフォン等から本アプリを必ず削除してください。また、スマートフォン等を処分される際も、当該スマートフォン等から本アプリを必ず削除してください。
4. お客様は、当行所定の方法により、本アプリを初期化することができます。スマートフォン等から本アプリを削除された場合、本アプリで保持している各種情報は消去されます。削除した後に、同一のスマートフォン等で本サービスをご利用いただく場合は、再度、本アプリをダウンロードしていただいたうえで、利用登録を行っていただく必要があります。なお、これらの行為によりお客様に生じた損害について、当行は責任を負いません。
5. 第三者の作成した類似アプリにご注意ください。パスワード等を抜き取る、あるいは操作によりウイルスに感染させる目的の悪意ある、本アプリと類似したアプリが公開されている可能性があります。これらのアプリを使用されると、お客様のパスワード等やスマートフォン等の端末内の情報が漏洩する可能性があります。
6. 当行が本アプリの内容の全部または一部を変更または改良（以下、「バージョンアップ」といいます）した場合は、お客様において本アプリの再ダウンロードをしていただいたうえで、再度利用登録を行っていただくことが必要となる場合があります。また、お客様のスマートフォン等の設定その他のご利用環境によっては、バージョンアップ後の本アプリがご利用になれない場合があります。
7. スマートフォン等を盗難・紛失された場合は、お客様が加入されている通信事業者（キャリア）へ連絡し回線停止のお手続きを行ってください。
8. 本アプリを一定期間ご利用になっていない場合は、アプリが利用不可となり再登録が必要です。

第12条 免責事項等

1. 本人確認

本規定第5条により本人確認手続きを経て本サービスの提供に応じた後は、当行は利用者をお客さま本人とみなし、パスワード等に不正使用その他の事故があってもそのために生じた損害について、当行は責任を負いません。

2. 本アプリの作動に係る不具合等

本サービスのご利用に関して、本アプリの作動に係る不具合（表示情報の誤謬・逸脱、取引依頼の不能、情報漏洩等）、スマートフォン等に与える影響およびお客様が本アプリを正常に利用できないことにより被る不利益、その他一切の不利益について、当行に故意または重大な過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。

3. 通信手段の障害等

次の各号の事由により、本サービスの取扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

- (1) 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信機器、回線およびコンピューターの障害または回線工事等のやむを得ない事由があった場合
- (2) 災害・事変、法令による制限、政府または裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があった場合
- (3) 公衆電話回線の通信経路において、盗聴等がなされたことにより、お客様の取引情報等が漏洩した場合

(4) 当行以外の第三者の責に帰すべき事由があった場合

第 13 条 規定の準用

本規定に定めのない事項については、当行の各種預金規定、総合口座取引規定、各種カードローン規定、振込規定、カード規定、口座振替規定、証券総合取引約款・規定集、インターネット支店利用規定等の各規定により取扱います。

本規定と他の規定の定めが異なる場合は本規定が優先します。

第 14 条 規定の変更

1. 本規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合は、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。
2. 本規定の各条項およびその他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合は、当行ホームページへの掲載その他相当の方法で公表または通知することにより、変更できるものとします。
3. 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、この場合、公表の日から適用開始日まで、変更の内容に応じて相当の期間をおくものとします。

第 15 条 本アプリの権利帰属・利用範囲等

1. 本アプリの著作権その他の知的財産権は、当行または正当な権利を有する第三者に帰属します。
2. お客さまは、個人で利用する目的のため、かつ本サービスの利用に限り、本アプリを利用することができます。本サービスに基づくお客さまの権利および預金等の譲渡・質入れ等はできません。
3. 当行は、お客さまによる本アプリのプログラムおよび本アプリに付帯する情報の転載・複製・転送・改変・リバースエンジニアリングまたはこれらに類する行為を禁止します。

第 16 条 準拠法および管轄裁判所

1. 本規定の準拠法は日本法とします。
2. 本規定に基づく取引に関して訴訟の必要が生じた場合は、当行の本店所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上

(2022 年 2 月現在)

当行が契約している指定紛争解決機関：一般社団法人全国銀行協会
連絡先 全国銀行協会相談室
電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772